自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」



基金

VOI.80 2018年6月25日

事件報告 えりもの森訴訟

事件報告 亀岡駅北開発・スタジアム建設問題

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を!

マミーs'日記

期日情報

事務局より

事件報告 えりもの森訴訟

すでに、ご報告しているとおり、この訴訟は、保安林 指定されている天然林を違法に伐採したことを理由とす る住民訴訟です。裁判は13年目に突入し、最終段階に入 りました。

損害賠償の相手方は、支庁長と森林つくりセンター長です。支庁長というのはなじみがない人も多いかと思いますが、北海道は広いため全道が10近い支庁に分かれていました。一つの支庁管内は県程度の広さがあります。支庁長は知事から全委任を受けていますから、知事の代わりといったところです。

証人尋問では、支庁長とは具体的な職員の指揮監督などはしていないことを自白しました。指揮監督していなければ責任もないという立場です。しかし保安林内の越境伐採や過剰伐採を問題にしているのですから、保安林規定上はかなりの指揮監督権限があります。

最終盤では、このような具体的な支庁長や森林つくり センター長の職務義務とその違反の有無が争点となりま した。

裁判所は、事実整理をほぼ終了し、原被告の双方に示しています。事実整理はほぼ良いのですが、裁判所がどのような認定をしていくのか、注目です。裁判所は、二度と差戻しにならないようにと慎重な態度をとっています。

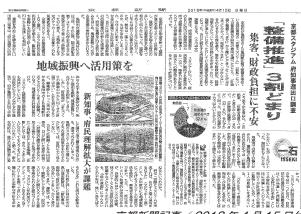
ところで、このえりもの森訴訟を提訴してからえりもの森林はどうなったかについてご報告いたします。提訴当時は、周辺一帯が広く伐採の予定でした。大規模林道計画も近くにあったため、えりも地域はかなり皆伐されるところでした。しかしこの裁判が提訴されて以来、全く伐採されなくなりました。林道は自動車も通行できないくらいに至るところが通行不能になっており、道職員はおろか林業関係者も山に入っていないことが歴然としています。山は、ヒグマ、エゾシカ、コウモリ、ナキウサギ、オオワシ、オジロワシなどが自由に行き来し、サクラソウやクリンソウなど様々な花が今を盛りとばかりに咲き乱れています。

これだけを見ても、訴訟を起こして良かった、と思っていますが、さらに勝訴を目指して頑張りたいと思います。

(文)えりもの森訴訟弁護団 弁護士 市川守弘



亀岡駅北開発・スタジアム建設問題の現状報告 事件報告



京都新聞記事/2018年4月15日付

1 亀岡駅北開発~二つの裁判

亀岡駅の北側は、桂川(保津川)が下流の「保津川下 り」で有名な保津峡で極端に狭くなるため、大雨・台風 時には川が逆流することから、堤防の決壊を防ぐために 霞堤を設けて水をあふれさせ、周辺の農地に遊水地とし ての機能をもたせることにより、水害の軽減を図ってき ました。このため、一帯は都市計画上、市街化調整区域 とされてきました。

ところが、サッカー専用スタジアム (京都スタジアム) 建設のための、都市計画公園事業と土地区画整理事業が 認可されたため、2013 (平成25) 年の台風18号により浸 水被害を受けた周辺住民ら約150名が原告となって、こ れらの事業をストップさせるために、2014 (平成26) 年 12月4日に土地区画整理組合設立認可取消請求訴訟(以 下、「区画整理取消訴訟」) を提訴しました。また、都市 計画公園事業については、2015 (平成27) 年1月13日に 都市計画公園事業認可取消請求訴訟(以下、「都市計画 公園取消訴訟」)を提訴しました。9名の弁護団で支援し ています。

2 計画地の変更

都市計画公園用地でのスタジアム建設については WWFを初め天然記念物アユモドキへの影響を懸念する 声が国内・外からよせられたため、環境保全専門家会議 の提言を受けて、アユモドキへの影響を軽減するためス タジアムの建設場所を都市計画公園用地から土地区画整 理事業用地に変更され(2016年8月)、京都府及び亀岡市 は、地権者からスタジアム建設予定地を購入しました(下 図参照)。

このため、二つの裁判のうち、都市計画公園取消訴訟 については進行を保留し、区画整取消訴訟について、引 き続き進行することになりました。

しかしながら、区画整理事業用地に大規模スタジアム を建設するにあたってのアユモドキへの環境影響評価は なされておらず、アユモドキに対する懸念が払拭された わけではありません。

3 最大の争点~水害の危険の増大

区画整理取消訴訟の最大の争点は、下流に保津峡の狭 窄部があることから、洪水が逆流して氾濫する浸水常襲 地であり、長らく遊水地として機能していた田畑で、都 市計画の線引きでは、「溢水、湛水、津波、高潮等によ る災害の発生のおそれのある土地の区域」(同施行令8 条2号)としての市街化調整区域であったのを、市街化 区域に変更して事業認可を受けたことの違法性です。

具体的には、市は当面計画(10年に1度の洪水確率) を達成し、今後、暫定計画(1/30確率)、基本計画(1 /100確率)の達成を目指していくので、開発は許さ れるとしていますが、現に変更後に2013年台風18号によ る大水害が起きており、下流の保津峡の狭窄部を拡幅す ることは、景観的にも財政的にも不可能です。このため、 1/100確率はおろか、1/30確率も達成不能なと ころに、遊水池(霞堤)を埋め立てて開発することは、 災害の危険を増大させ、裁量権の逸脱・濫用であると主 張しています。

既に、国土問題研究会調査団の意見書(三次)、今本 博健元京都大学防災研究所長(元淀川流域委員会委員長) の意見書、多数の陳述書を提出し、現地検証を求めてい るところです。

4 住民訴訟(京都府、亀岡市)の提訴

昨(2017) 年8月31日には京都府知事に対し、 147億円(用地所得 13.7億円、設計費3.3億円、 建設工事費140億)の公金支出差止めを求めて、住民 訴訟を提訴しました。

また、9月20日には、亀岡市長に対しても、用地取得 費20億円の公金支出差止めを求めて、住民訴訟を提訴 しました。

住民訴訟では、費用便益の試算が誤りであり、京都サ ンガがJ2からJ3への転落の危機にある中で、1万人の 観客動員数予測など、亀岡市の場所的制約からすると、 明らかに過剰な便益を見積もっており、将来に禍根を残 す負の遺産となることを主張しています。

また、天然記念物アユモドキの生育への悪影響は、文 化財の毀損として、文化財保護法に違反する行為であり、 財政支出は財務会計上違法なものと主張しています。

5 現状と展望

残念ながら、今春からスタジアム建設のための掘削工 事が着工されています。

京都府は、環境保全専門家会議の了承を得ていること を錦の御旗にしていますが、専門家会議には土木や地下 水解析の専門家は入っていません。しかも、最近入手で きた実施設計図書によると、専門家会議への説明時点と 基礎の構造や杭の長さが地下水への浸食を起こす規模で 相違しており、「アユモドキへの影響は軽微である」と する根拠が、審理不尽であることが明らかになりつつあ ります。



この問題は、今春の京都府知事選でも争点の一つになりましたが、出口調査でも、亀岡でのスタジアム建設には大半が懐疑的です(添附記事参照)。

裁判は正念場を迎えますので、引き続きご支援をお願 い申し上げます。

(文)

亀岡駅北開発・スタジアム建設問題訴訟弁護団 弁護士 飯田 昭

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

証人尋問の御報告

本事件は、山口県熊毛郡上関町において関西電力(株)が原子力発電所を新設するために、豊かな生態系を保有する田ノ浦湾を埋め立てることを目的とした公有水面埋立許可を申請し、山口県がその許可処分を行ったことから当該処分の取消し等を求めている行政訴訟です。去る2017年11月29日及び30日に、山口地方裁判所において、祝島の住民を初めとする原告ら4名の証人尋問が執り行われました。多くの支援者や報道陣が傍聴し、本事件の社会的関心の強さを改めて感じました。

法廷でお話しされたのは、本通信第75号で御報告しました上関現地進行協議の際に、裁判所に対して指示説明等を行っていただいた原告の方々です。私が尋問を担当したのは、戦後間もない頃から祝島で育ち、長年、漁業等を営みながら生活するとともに、上関原発新設の反対運動を主導されてきた原告でした。祝島での暮らしの実態や祝島への思い、原発新設に対する思い等について多く語っていただきました。

祝島は、埋立予定地(原発設置予定地)からわずか 4kmほどしか離れておらず、埋立埋設物や埋立工事の影響により、潮流の変化や泥の流入のおそれがあります。 そのため、祝島周辺域で漁業を営む者や田ノ浦湾・祝島 周辺の生態系に著しい悪影響が懸念されます。また、原告らは、原発からの排水によって、自らが食す魚や販売 する魚が汚染される可能性があり、祝島の住民の誇りで ある美しい海や新鮮な魚が「破壊される」ことを懸念しています。

さらに、祝島は、埋立予定地に面する方角に集落があり、住宅が密集して存在していることから、道幅は狭く、急な坂道や階段が多く存在しています。そして、祝島では高齢化が進んでおり、原発の過酷事故を招くような大規模災害が起きた場合には、島民が安全な場所へ避難するための人や物資が不足しており、避難に時間がかかることが予想されます。その中で、原発の過酷事故が発生した場合には、原発から約4kmしか離れていない祝島に、島外から救助や島外への円滑な避難が期待できず、島民は放射能にさらされてしまい、仮に島外に避難できたとしても、祝島に戻って生活することは困難になってしまいます。

原告らは、裁判所に対して、以上のような、埋立工事がなされることや埋立工事後に原発が設置されることに対して、強い不安と絶望を感じていることを真摯に訴えていました。

証人尋問が終わり、弁護団は、これまでの立証を踏ま えて最終的な主張の準備をし、最終局面を迎えようとし ております。勝利のために、引き続き、ご支援いただき ますようよろしくお願いいたします。

(文・写真)

上関「自然の権利」訴訟弁護団 弁護士中川亜美



祝島からみた原発予定地



田ノ浦



愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介いただきます。

晩秋蜜

2017年の秋は有機循環農法の柿が豊作だった。愛知県が警報を出した果樹カメムシのここ10年来の大発生による激しい吸汁害にめげず、さらに例年の如きヘタムシ禍による落果からも生き残り、人間の口を潤している。最低気温が8℃を切るようになると、柿の葉は宿命とも言える落葉病の斑紋もあって、独特の美しい紅葉になる(写真)。同時に熟柿は糖度を上げつつ軟化する。小鳥や昆虫たちの冬支度の好餌だ。福津農園の柿畑ではこの時期タテハチョウ類と大スズメバチがよく見られる。オオスズメバチが来るとチョウは特等席を譲る。オオスズメバチの土の中の巣は地温で暖かく、蜂類の中では一番遅くまで集蜜に来る。晩秋に採り残された柿の実には、しばしばカビが寄生し、防水機能のある皮のクチクラ層にヒビ割れを作る。この割れ目から水分が抜けたり、酵母や酢酸菌が侵入する。糖度20~25!酵母のアルコール発酵でエタノールができると、待ってましたと酢酸菌がお酢を

作る。2つの発酵に伴って生じる 香り成分が、独自の香りが少ない 柿に香り付けする。かくして・ の熟柿は絶妙に調味される。秋の 畑で汗かき仕事をしながら頭上の チョイ発酵熟柿を食べる時、自然の の特権と幸せを堪能する。自然が 調和の妙である。多様な生物が 調物でしょう。

写真のキタテハは、幸いにも蜂に邪魔されることなく独占した柿の晩秋蜜を、夕日の温もりを受けながらずーと静かに堪能していた。何故か、瓜食を専らとする筈のウリハムシがお相伴に与っていた。

(文・写真) 福津農園 松沢政満



柿、キタテハ、ウリハムシ













圧し下主催「みどりの遺言」セミカーのご案内

主催者 JELF (日本環境法律家連盟) は全国 450 名の弁護士よる環境保護団体で、自然保護訴訟や動物の福祉のための活動を進めています。

セミナーでは老後・介護・家族の生活と人生設計に必要な相続や遺言、信託、後見の基礎知識を弁護士がご紹介します。

また、自分の財産を動物の福祉や野生生物の保護に役立 てたい、人生設計の基本は大切にしながら、社会貢献も 考えておきたいという方のために、その方法をお伝えし ます。

セミナーは東京、名古屋、大阪で実施されます。参加費は無料です。当日はボランティアの弁護士による無料の個別相談があります。

※無料相談ご希望の方はあらかじめご予約下さい。



利根川源流からエネルギー革命を!

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

東北復興に参加している旧友が訪ねてきた。教壇で最後の授業を行っていた時、あの大地震が発生したという。みなかみの再エネによる地域再生(創生)の取り組みを学びたいと言ったのは、支援先で地域外資本による風力発電の計画が明らかになったからだ。地元にとって良いのか悪いのか判断に迷っていた。

みなかみでは森林整備に関する団体がいくつか活動しているが、木材の需要先がないので大半は伐採するだけで

放置されている。これらの未利用材を利用するために、広葉樹が適している薪ストーブ用の薪の製造も始めた。薪ボイラーに加えて薪ストーブを広めることで、地域外から購入していた化石燃料をさらに地域エネルギーに置き換えられる。インターネットを利用した薪の通販も地元郵便局と計画中だ。ふるさと納税の返礼品として扱うように町にも依頼している。このプロジェクトが動き出せば、利根川流域が水だけでなく木でもつながることになる。

分断されている森里川海の循環を甦らせ地域 を再生(創生)できるのは、生活の場所で出来 ることをただひたすら実践する生活者だけだろ う。

(文·写真) 有限会社建築工房無有 河合純男



生活者たち(左から2番目筆者、中央キャニオンズオーナー、その右側旧友)



マミーS日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

KY と正義とライン河

気候変動に関する国際会議に来ています。

現在起きている温暖化や豪雨干ばつなどの極端気象現象の要因は、近代化以降の温室効果ガス排出量の増大にあるとして、先進国の歴史的責任を問う途上国と、もはや地球全体で取り組まなければ気候変動には対応できないとして途上国にも責任があるとする先進国。そのあらわれ方は様々ですが、いろいろなところでその平行線の議論を目にします。

というのはよく聞く話ですが、ただし、途上国の中でも大事におもっていることは様々。時には途上国同士の譲らない主張によって何時間もの時間が費やされることもあります。

環境問題だけではないのでしょうが、総論として環境保全は良いことだという大きな合意があったとしても、

責任配分や対策などの各論に入っていくとなかなかまとまりません。和を貴ぶ文化に生まれ育った身としては、KYなんてお構いなしに自らの信じるところを主張し続ける姿をみて感動すら覚えます。

何時間議論しても埋まらない溝を目の 当たりにしながら、何を正しいと考える かは、人(?国?時の政府?)それぞれ だなぁ、ということを痛感します。子供 たちが大人になるころには、どんな「正義」 の世界になっているのでしょうか。

なんてことを、ライン河沿いを走る電車の車窓を眺めながらつらつら考える出張でした。

(文・写真) 田宮代子



会議場で

期日情報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

9月14日 13:30~ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】 山口地方裁判所

7月4日 11:30~ 口頭弁論

【えりもの森】札幌地裁

10月2日 10:00~ 判決

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】京都地方裁判所

7月25日 10:30~ 弁論準備(非公開)

【福井原発運転差止訴訟】大津地方裁判所

7月12日 10:30~ 口頭弁論

9月30日 14:30~ 口頭弁論

12月11日 14:30~ 口頭弁論

【有明】

·小長井·大浦漁業再生(最高裁判所)

2015年3月1日 上告中

- ·開門阻止(最高裁判所) 上告中
- ·小長井·大浦漁業再生(長崎地方裁判所)

6月26日 14:00~ 口頭弁論

・請求異議訴訟

7月0日 15:30~ 弁論(判決期日)

·開門差止仮処分(保全抗告)(福岡高等裁判所)

期日は追って指定

【馬毛島】鹿児島地方裁判所

損害賠償請求事件

6月20日 11:30~ 弁論準備

復旧命令義務付け請求訴訟

6月20日 13:45~ 口頭弁論

【亀岡駅北&スタジアム問題】京都地方裁判所

·住民訴訟(京都府+亀岡市)京都地方裁判所

8月10日 11:00~ 口頭弁論

·取消訴訟(亀岡市) 京都地方裁判所

8月10日 11:30~ 口頭弁論



事務局より



雨に映える紫陽花の花も美しく、爽やかな季節となりました。皆さんお元気でいらっしゃいますか。 5日初めに家族で岐阜県真山市英川町の湖を訪れました。 光日は雨子報でしたがなくとか利差した日

5月初めに家族で岐阜県高山市荘川町の湖を訪れました。当日は雨予報でしたがなんとか到着した日の夕方だけ晴れ間が広がり、神秘的な色をたたえた湖をみることができました。ただただ美しい景色が心にしみこんできて、またがんばろうと思えたひとときでした。

早いもので本年度も半分が過ぎようとしています。2018年度会員の継続のお願いを、年初からお願いしてまいりましたが、たくさんの方々に会費や寄付をお送りいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

振込用紙の通信欄や、メールなどでお寄せいただいている励ましの一言も、活動を継続するうえで大きな力となっております。重ねてお礼申し上げます。

また、会費の確認がまだの方には、今回も振込用紙を同封させていただきました。物価高騰の折、心苦しいですが自然保護訴訟存続のため、何卒よろしくお願い申しあげます。行き違いがございましたらご容赦くださいませ。

今回は、東京・名古屋・大阪の3会場で開催される「みどりの遺言」セミナー【主催者:JELF(日本環境法律家連盟)】と収納案内のチラシ2種類を同封いたしましたので、ご覧いただけましたら幸いです。

= お知らせ=振替口座名およびカナ氏名が変更しております。ご注意くださいますようお願い申しあげます。



ひとつの地球! ともにある仲間たち!

「自然の権利」基金通信 vol.80

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階 TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennokenri@green-justice.com URL http://www.f-rn.org/

【振替口座】01070-6-31179一般社団法人自然の権利基金 【カナ氏名】 シヤ)シゼンノケンリキキン